

5. 2GHz 帯高出力データ通信システム の施行に関して

平成 30 年 6 月 29 日、総務省令第 39 号「電波法施行規則等の一部を改正する省令」が公布、同日より施行され、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則に「5. 2GHz 帯高出力データ通信システム」が追加されました。

本法令改正に伴い、下記の証明規則が追加となります。

証明規則	省令記号	名称
第 2 条第 1 項第 73 号	AR	5. 2GHz 帯高出力データ通信システム用 基地局
第 2 条第 1 項第 74 号	BR	5. 2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動中継局
第 2 条第 1 項第 75 号	CR	5. 2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動局

なお、「基地局 及び 陸上移動中継局」の無線設備に関しましては「登録局」となりますので、管轄の総務省総合通信局へ登録の手続きが必要となります。

詳しくは最寄りの総合通信局へお問い合わせください。

総合通信局の管轄地域と所在地（お問合せ先）

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/material/commtab1.htm>

Q&A

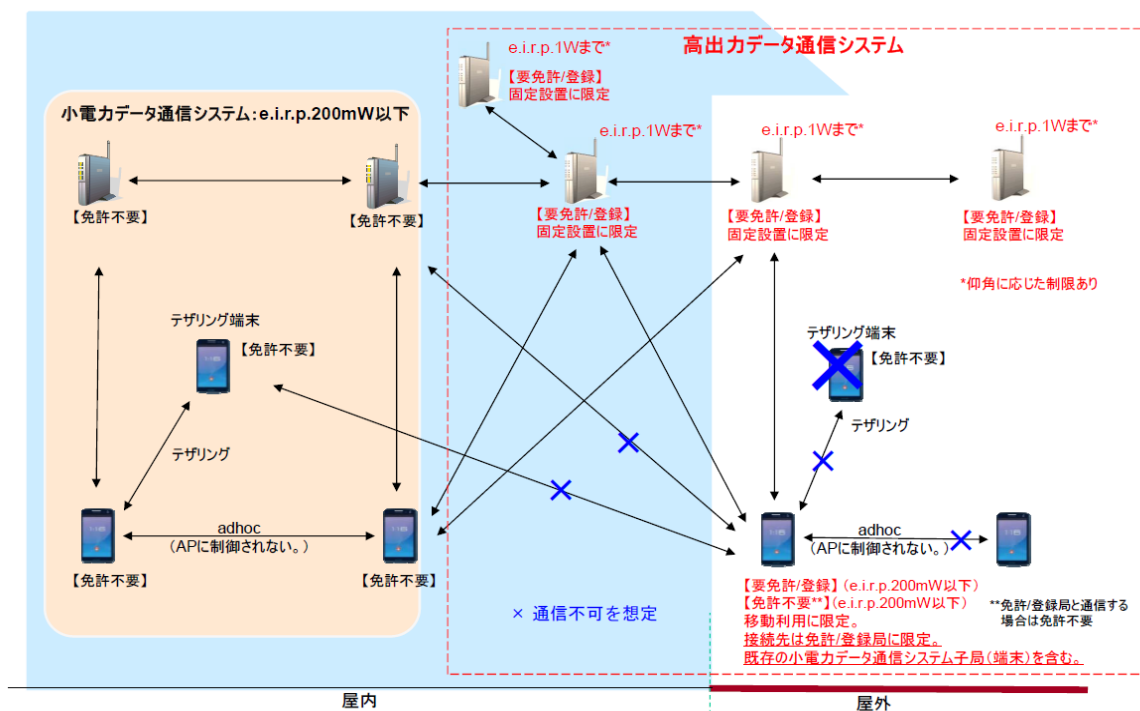
- Q1 : 法令改正に伴い、「5GHz 帯小電力データ通信システム(*1)」の無線設備においても、屋外での利用が可能となりますか？
- A1 : 「5GHz 帯小電力データ通信システム」の無線設備に関しましては、「5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局」の無線局から制御を受けて通信する場合に限り、屋外での利用が可能です。
- Q2 : 認証を受けている「5GHz 帯小電力データ通信システム」を屋外で利用する場合(「5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局」の無線局から制御を受ける場合に限る)、再申請手続き等は必要となりますか？
- A2 : 認証を受けている「5GHz 帯小電力データ通信システム」の無線設備に関しましては、変更の工事を行う場合を除き、再申請手続きは不要です。
- Q3 : 「5GHz 帯小電力データ通信システム」に関しては、「屋内利用限定」等の文言を表示する義務がございましたが、法令改正により当該表示はどのような扱いになりますか？
- A3 : 法令改正前の規定により「屋内においてのみ送信可能である旨」が表示されている適合表示無線設備に関しましては、法令改正後の規定により表示されているものとみなされます。
法令改正以降に認証の申込みを行われる特定無線設備に関しましては、申請対象の見やすい箇所に、「当該無線設備の送信は5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨(*2)」の表示を行う必要がございます。
- Q4 : 「5GHz 帯小電力データ通信システム」に関して、法令改正以降に変更の工事の申込みを行う場合の表示の義務についてはどのような扱いになりますか？
- A4 : 法令改正以降に変更の工事の申込みを行われる特定無線設備に関しましても、申請対象の見やすい箇所に、「当該無線設備の送信は5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨(*2)」の表示を行う必要がございます。

*1 5150～5350MHz の周波数の電波を使用するもの

*2 現在、工業団体により「推奨文言」が検討されております。

利用イメージ

*情報通信審議会資料引用



詳細については、下記へお問い合わせください。

お問合せ先：
株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部まで
078-940-0377 (代表) / 078-940-0378 (FAX)
E-mail : sch_rf@dspr.co.jp